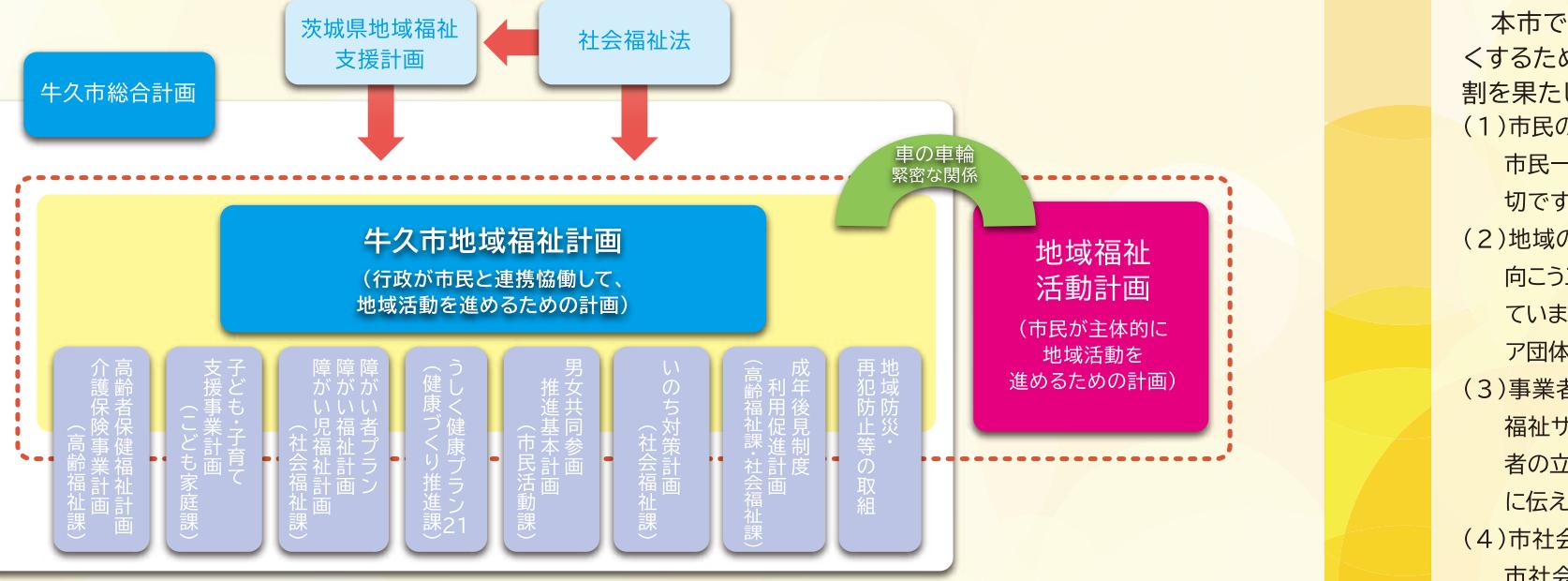


● 計画の位置づけ

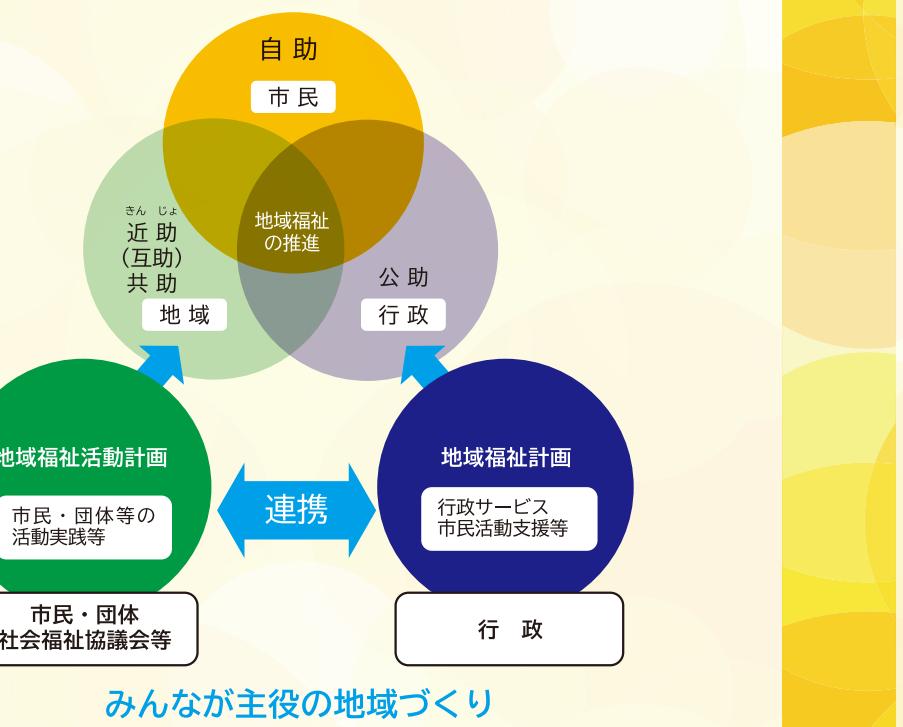


概要3 地域福祉における役割

地域福祉計画は、行政計画として、行政が地域福祉のためのしくみづくりや環境づくり、市民や民間事業者等への活動支援などの役割を担うものです。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉活動を推進するための住民主体の活動計画です。

ともに地域福祉を推進するために両輪となる計画です。



概要4 計画の期間

2018年 2019年 2020年 2021年

牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画

1. 市民、地域、事業者、社協、行政の協働で計画を進めます

本市では、市民、地域、事業者、市社会福祉協議会、行政みんなが主役となって、自分の住む地域を住みやすくするために、福祉、保健、防災等の多様な生活課題の解決に向けて、それぞれの分野で主体的に積極的に役割を果たしていくことが必要です。地域全体が力を合わせて協働によるまちづくりを進めることができます。

(1)市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深め、自らが地域福祉の担い手であるという意識を高めていくことが大切です。身近な場所で何ができるのかを考え、自主的で積極的な地域活動にかかわることが期待されます。

(2)地域の役割

向こう三軒両隣として近所、行政区、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等により、幅広く活発な地域活動が実践されています。さまざまな取り組みの維持・発展、地域福祉を築く要となります。また、行政区、民生委員児童委員、ボランティア団体などが連携し、地域全体で地域の課題に積極的に対応していくことが重要です。

(3)事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立を助け、質の高いサービスを安定して提供する必要があります。特に、利用者の立場に立ち、一人ひとりの意思を尊重し権利を守ることが重要です。そのために、専門の知識や経験を地域の住民に伝える機会をつくるなど、福祉に関する地域の力を高めることが求められます。

(4)市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法によって地域福祉の推進を図る中心的な団体として位置づけられています。地域での生きがいづくりや人とのつながりづくりの仲立ちをし、地域の生活課題を解決するする仕組みをつくる役割を担っています。そのために、地域での福祉活動の基盤づくりを進めること、身近な地域で一人ひとりが力を発揮できるようボランティア活動や市民活動を活性化することなどが求められています。

(5)市の役割

市は、市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちを目指し、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の向上に努めます。

地域福祉を推進する関係機関・団体と相互に連携協働し、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を進めます。また、地域福祉への市民参加の機会を増やし、相談体制の充実や地域福祉活動拠点のネットワーク構築、情報提供の充実等を図ります。

2. 新たな地域課題への対応を検討します

この計画を実現するためには、市民主体の活動充実、地域活動への市民参加、市民と民間事業者・行政との協働が必要不可欠です。また、地域活動を取り巻く新たな課題が起きたときには、この協働の中で対応について検討していきます。

(1)計画内容の広報・啓発

本計画の内容を市民へ周知するため、広報うしく、社協だより、市ホームページ等により計画内容を公表していきます。併せて、計画内容を簡潔にまとめた概要版を作成し配布します。

さらに、各種の行事や活動の中で機会をつくり、計画内容の広報・啓発を継続することで、市民への計画内容の理解促進を図ります。

(2)関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる分野は福祉、保健、防災、建設等と生活全般に関わる幅広いものです。このため市の内部では、地域福祉担当課が中心となり、府内の関係部門と連携しながら計画を進めます。さらに、行政区、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、市社会福祉協議会等の地域福祉に関わる様々な関係機関等と連携・協働することによって、地域福祉活動の実践を進めます。

(3)新たな地域課題への対応の検討

この計画は、市の地域福祉の方向性を示す理念的な計画であり、個別の事業の進捗管理については関連する各分野別計画に委ねられています。

住民の生活は日々変化し、それに伴い新たな生活課題が生まれています。新たな生活課題については、市民、地域、事業者、市社会福祉協議会、市や課題に関連する機関等が連携し、対応や解決へ向けての取り組みを図ります。

地区社協計画はホームページをご覧ください。

みんなの幸せづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画 2019年度～2021年度

牛久市社会福祉課・牛久市社会福祉協議会

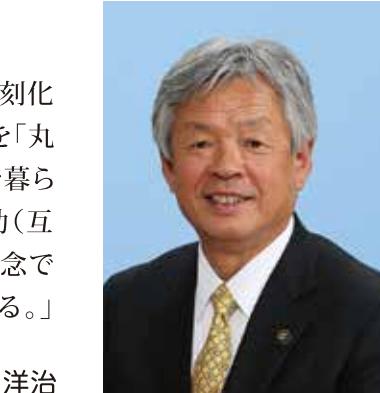
〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1 TEL.029-873-2111(市代表) FAX.029-871-1295(市社協)

概要版

市長ご挨拶

核家族化や地域の繋がりの希薄化に加え、自殺、虐待、DV等の問題の深刻化など、各世帯の抱える課題は一層複雑化・多様化しています。こうした問題を「丸ごと」受け止めて解決していくためには、他人事を「我が事」と捉えて地域で暮らす中の早期発見や対応が重要です。これまで推進してきた「自助」「互助(互助)」「共助」「公助」の4つの視点での支え合いを軸として、本計画の基本理念である「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」のさらなる実現に取り組んでまいります。

平成31年3月 牛久市長 根本 洋治



みんなの幸せづくり計画

牛久市地域福祉計画 地域福祉活動計画

人はひとりでは生きていけない。
だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。

2019年度～2021年度

牛久市

概要1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月、自治体の地域福祉計画と市民の行動計画である地域福祉活動計画を一体化し、新たに「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、自助・互助(互助)・共助・公助の4つの視点に立った地域福祉を推進してきました。

この間、少子高齢化、単身世帯の増加、さらには自殺、虐待、DV等の問題がさらに深刻化しています。これらを背景として、自助のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大するとともに、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における助け合いの力も弱まりつつあります。

今後の少子高齢化等の状況を見据え、個別制度の見直しに留まらない、自助・互助(互助)・共助・公助全体の適切なあり方の再構築が求められています。

近年、社会福祉法の改正が行われるなど、地域福祉を取り巻く環境は変化しており、「地域共生社会」や「我が事・丸ごと」といった新たな国の方考え方やビジョンを、現在の市の実情と絡めて計画に反映していくことが必要です。

こうした国の制度改革や社会情勢、地域の現状を踏まえ、今回計画の中間見直しを行い、「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」を基本理念とした本市の地域福祉をより一層充実させていきます。

概要2 計画の位置づけ

①「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにするものです。

②「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市民の行動計画である地域福祉活動計画の内容を含むものとします。

③「茨城県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「牛久市総合計画」を上位計画とし、その基本構想に掲げる目標すらの姿「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。

④「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、「牛久市第3次総合計画」の重要な柱である「すべての人が安心して暮らし続けられるまち」の方向性と対応する内容となっています。

⑤本計画は、高齢者、障がいのある方、児童等(以下「要配慮者」という。)といった分野の視点を大切にしながら、市民、行政、地域みんなが主役となって、自分の住む地域を住みやすくするために、福祉、保健、防災等の多様な地域の課題の解決に向けて、取り組んでいくものです。

概要5 基本理念

『人はひとりでは生きていけない。 だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。』

市内には、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も、多くの人がさまざまな環境下で生活しています。生活スタイルの多様化に伴い地域の課題も多様化し、ひとりが抱える課題も複合的になってきています。現代においては、こうした課題を地域で「丸ごと」受け止めて解決していくことが重要です。

また、多くの人が何かしらの課題を抱える現代においては、課題の種類に限らず、全ての課題に対して、地域での助け合いが必要です。そのためには、市民一人ひとりが担い手となり、地域の人々の抱えるさまざまな課題を、「我が事」として捉え、さまざまな活動に参加し、いきいきと地域で活躍することが求められます。

今後、地域福祉をより一層充実させるためには、地域の実情を理解している市民一人ひとりが、住み慣れた地域において、地域福祉の主役として地域の活動に積極的に参加していくことが重要です。

市内に暮らす一人ひとりが自分らしく輝けるまちづくりのために、牛久市では、4つの基本視点に取り組んでいます。

概要6 基本的視点

前述の基本理念を実現するため、本市では、次の4つの視点に立って本計画を推進します。

視点1 自助

一人ひとりが地域の中で、自分でできることを積極的にしていきます。

視点2 近助(互助)

向こう三軒両隣の近所の人たちの中で、困ったときはお互いに助け合える関係づくりを進めます。

視点3 共助

地域の中で、人と人との心の絆を強め、助け合い、支え合いの輪を広げていきます。

視点4 公助

地域福祉の基盤づくりをするとともに、市民協働を推進します。

概要7 基本目標と基本施策

目標① 優しい心を育みます

みんなが幸せな気持ちで住み慣れた地域で暮らすためには、一人ひとりが優しい心を持ち、まわりの人たちとあたたかな交流を深めることが大切です。牛久市では、子どもから高齢者まで、福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進め、市民全員が手を取り合った大きな輪で、地域全体が包み込まれるようなまちづくりを進めます。

基本施策1 福祉学習を進めます

- (1) 地域などでの福祉学習を進めます
 - 学校教育で福祉学習を進める
 - 地区社協で福祉学習を進める
- (2) 地域交流を進めます
 - 行政区活動を支援する
 - 生涯学習講座を開催する
 - 中央生涯学習センターを管理運営する
 - 運動施設を管理運営する
 - 放課後カッパ塾の運営
 - 土曜カッパ塾の運営
 - 地区社協活動を支援する
- (3) 地域福祉の担い手の発掘と育成・確保を行います
 - 牛久市行政情報出前講座
 - 地区社協での担い手づくりを支援する

目標② 支え合う地域社会をつくります

みんなで互いに支え合う地域づくりのためには、身近な地域で、誰もが我が事としてさまざまな活動に参加し、いきいきと担えるまちづくりが大切です。牛久市では、市民が地域で活動しやすい環境を整え、地域を支える活動の輪づくりを進めます。

基本施策1 市民主体による地域を支える拠点・ネットワークづくりを進めます

- (1) 地域で安心して暮らせる「見守り支援」を進めます
 - 見守り台帳を整備する
 - 見守り活動
 - SOSネットワーク事業
 - AEDの配備
- (2) 行政区活動の活性化を図ります
 - 行政区による広報広聴活動を実施する
 - たまり場を開設する
 - 行行政区集会所施設の整備、管理
- (3) 地区社会福祉協議会の活動を支援します
 - 地区社会福祉協議会の活動を支援します
 - 地区社協の活動拠点の整備
- (4) 広報媒体を利用して地域情報や災害情報を発信します
 - 牛久市の行政情報を発信する
- (5) 市民の心の健康増進を図ります
 - 道徳教育の推進
 - こころの健康に関する講演会
 - ゲートキーパー養成研修
 - 自殺相談窓口一覧の作成

基本施策2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます

- (1) ボランティア・NPO法人などの活動を一層充実します
 - NPO法人認証事業
 - 生涯学習センターを管理運営する
 - 運動施設を管理運営する
- (2) 市社会福祉協議会との連携・協働を進めます
 - 市社会福祉協議会の運営助成
 - 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

目標③ 自立した生活を支える仕組みをつくります

自分らしく自立した生活を地域で送るために、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。牛久市では、福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

基本施策1 福祉サービスの適切な利用を進めます

- (1) 総合的な相談体制を整えます
 - 家庭児童相談
 - 子育て相談
 - 特定健診結果説明会
 - 牛久市健康づくり情報・年間予定表「すこやか」の作成・発行
 - 国民健康保険・年金相談
 - 医療福祉費支給制度(マル福)
 - 介護保険相談
 - 障がい者相談支援事業
 - 高齢者あんしん電話
 - 総合相談「あんしんホットライン」
 - 成年後見サポートセンター
- (2) 地域ケアシステム推進事業
 - こころの健康相談
 - 障がい者相談員の設置
 - 認知症初期集中支援事業
- (3) 保健・医療・福祉が連携・協働し情報提供を進めます
 - 特定健康診査・特定保健指導の実施
 - データヘルス計画の立案実施
 - 情報提供・周知
 - 各種健康づくり教室の実施
 - 専門的相談体制の充実
 - 社会福祉法人への指導

基本施策2 福祉サービスの施策を進めます

- (1) 地域での健康づくりを進めます
 - ヘルスロードの整備
 - 健康ウォークの開催
 - ママと赤ちゃんのほっと・スーパー
 - 空気もきれいなお店登録事業
 - 健康づくり事業の実施
- (2) 子育てしやすい地域をつくります
 - 子育て広場の運営
 - 一時預かり保育の実施
 - 市民への情報提供
 - 公立保育園における交流事業の実施
 - 子育て支援拠点事業
 - 妊産婦の健康づくり
 - 子どもの成長発育の確認・支援
 - 地域で仲間づくりができる交流機会の提供
 - 公設児童クラブの運営

- (3) 障がいのある人が暮らしやすい地域をつくります
 - 障がい者の地域活動を支援する
 - 障害者自立支援協議会を開催する
 - 障がい福祉サービス費給付
 - 地域生活支援事業の実施
 - 補助具の給付
 - 自立支援医療の給付
- (4) 高齢者が暮らしやすい地域をつくります
 - 介護予防対象者の把握事業
 - 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 介護予防普及啓発事業
 - 地域介護予防活動支援
 - 地域包括支援センター
 - 介護サービス給付
 - 生活支援体制整備事業
- (5) 地域の外国人を支えます
 - 牛久市の国際交流を推進する
- (6) 地域の生活困窮者の自立を支援します
 - 自立相談支援事業
 - 住居確保給付金
 - 一時生活支援
 - 学習支援
 - フードバンクとの連携
 - 奨学金
 - 就学援助

基本施策3 福祉サービス利用者の権利を守ります

- (1) 福祉サービスの苦情解決を進めます
 - NPO法人認証事業
 - 生涯学習センターを管理運営する
 - 運動施設を管理運営する
- (2) 市社会福祉協議会との連携・協働を進めます
 - 市社会福祉協議会の運営助成
 - 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
- (2) 成年後見制度の利用を促進します
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 成年後見サポートセンター運営補助
 - 市民向け研修
 - 市民後見人養成講座
 - 身上保護の充実
 - 地域連携ネットワークの構築
 - 中核機関の整備

目標④ 安心して暮らせる環境をつくります

安全で安心して暮らせる地域をつくるためには、道路や公共交通などのハード面での整備だけではなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。牛久市では、日ごろから、安全安心の確保のための仕組みづくりを進めます。

基本施策1 暮らしやすい生活空間を整えます

- (1) 福祉のまちづくりを進めます
 - コミュニティバスかつば号の運行
 - 福祉センター巡回バスの運行
 - 高齢者移送サービス
 - 重度障がい者の移動支援
 - 市営住宅
 - バリアフリー住宅の整備費助成
 - ボランティア移送サービスの支援
- (2) 食の地産地消を進めます
 - 給食における地産地消
 - 地域における地産地消
 - 市民参加型の地産地消
- (3) ごみの減量・再利用・資源化を進めます
 - 資源物回収事業に補助する
 - 行政区リサイクル事業に補助する
 - 家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する
- (4) 空地・空家・耕作放棄地などの適正管理や活用を進めます
 - 空家等協議会の設置・運営
 - 空家等対策の実施
 - 耕作放棄地の再生
 - 農地中間管理事業
- (5) 防災対策を進めます
 - 地域防災計画の策定・改定
 - 自主防災組織の育成
 - 避難所開設・運営訓練の実施
- (6) 防犯と交通安全のまちづくりを進めます
 - 交通安全活動の実施
 - 交通事故相談の開催
 - 交通安全施設の整備
 - 交通安全教育の実施
 - 子どもの交通安全対策の充実
 - 防犯活動の実施
 - 地域安全パトロールの実施
 - 街頭防犯カメラの設置
 - 犯罪の未然防止のための啓発活動の実施
 - 社会を明るくする運動街頭キャンペーン
 - 青少年相談
 - 薬物乱用防止

行政区はまちづくりのパートナー

地域における課題は、核家族化や価値観の多様化により、交通安全や防犯活動、自主防災活動、環境美化活動、子どもたちの見守りなど広範囲にわたるようになってきております。これら地域の課題を解決するためには、行政と地域住民とが力を合わせることが大切です。この意味で、牛久市は、各地域で自治活動をしている行政区を、ともに地域づくりを担うパートナーと考えています。区長をはじめとする各種委員や自主防災組織などの必要性をご理解いただき、牛久市のまちづくりに参画していただいています。

今後、より一層、地域の課題を解決するためには、行政と地域住民とが力を合わせることが大切です。あなたの自身の生活を守るために行政区があります。行政区では日ごろから、避難訓練、一人暮らし、介護や助けが必要とする方の見守り活動等を行っており、「自助・近助(互助)・共助・公助」の「近助(互助)」と「共助」の活動を行っています。

地区社協は新たな支え合いの基盤

牛久市は、比較的東西に長く、市の西部に市街地が集まり、東部には豊かな自然が多く残されています。市内には、代々牛久に住んでいる人、縁あって牛久に住むようになった人がモザイクのように混住しています。これらの特徴を踏まえ、子どもからシニア世代までさまざまな世代が安全に安心して暮らし、日頃のコミュニケーション活動や地域の活発な交流を生み出すため、気軽に来き来できる小学校区を範囲とした、新たな支え合いの基盤「地区社協(地区社会福祉協議会)」活動を進めています。

各小学校区において、それぞれの特性を活かした地区社協活動が盛んになることによって、行政区による近助(互助)と共に共助の輪から、さらに広い共助の輪へと住民の支え合い活動が広がっています。